

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十六号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表産業労働部の項中「先端産業課」を「産業創造課」に改め、同表農林

部の項中

「森

づ

く

り

課

」を

森

づ

全

国

植

く

り

課

」に改める。

樹 祭 推 進 課

第六条の二土地水政策課の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事

九 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事

第七条文書課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「埼玉県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第七条の二人権・男女共同参画課の項中第十二号を第十四号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の施行に関する事

第七条の二人権・男女共同参画課の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例の施行に関する事

第七条の四温暖化対策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第

六号とし、同条エネルギー環境課の項第一号及び第二号を次のように改める。

一 埼玉版スーパー・シティプロジェクトに係る施策の総合的企画及び調整に関すること。

二 住宅における省エネルギー設備及び再生可能エネルギー活用設備の普及に係る施策の推進に関すること。

第七条の四エネルギー環境課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条大気環境課の項第十三号中「エネルギー環境課」を「他の機関」に改め、同条みどり自然課の項中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に関すること。

第八条少子政策課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 こども基本法の施行（子育て支援、少子化対策（いずれも他の機関において所掌するものを除く。）並びに計画の策定及び進行管理に関することに限る。）に関すること。

第九条健康長寿課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 こども基本法の施行（母子保健（他の機関において所掌するものを除く。）に関するものに限る。）に関すること。

第九条疾病対策課の項に次の一号を加える。

十六 埼玉県ひきこもり支援に関する条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条産業支援課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 伝統的工芸品産業の振興に関すること。

第十条産業支援課の項中第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 中小企業におけるデジタルトランスフォーメーションの推進（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条産業支援課の項第十六号を次のように改める。

十六 新型コロナウイルス感染症に係る企業支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第十条産業支援課の項第十七号中「及び産業技術総合センター」を削り、同条先端産業課の項を次のように改める。

産業創造課

- 一 工業技術の振興に関すること。
- 二 技術革新の促進及び成長産業の育成に係る総合的企画及び調整に関すること。

三 産学連携に係る企画及び調整（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

四 科学技術に係る総合的企画及び調整並びに試験研究機関における研究活動の総合的推進に関すること。

五 知的財産の創造、保護及び活用に係る施策の推進に関すること。

六 産業技術総合センターとの連絡調整に関すること。

第十条企業立地課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地域経済・観光局長の庶務に関すること。

第十条観光課の項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「伝統的工芸品産業の振興」を「伝統的工芸品を活用した観光振興」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 観光地域づくり法人の支援に関すること。

第十条雇用労働課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 雇用労働局長の庶務に関すること。

第十一条農産物安全課の項第十一号中「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」を「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に改め、同条生産振興課の項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に関すること。

第十一条森づくり課の項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、同項の次に次の一項を加える。

全国植樹祭推進課

第七十五回全国植樹祭の開催に関すること。

第十二条県土整備政策課の項中第十四号を第十七号とし、第四号から第十三号ま

でを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

- 四 建設分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進に係る総合的企画及び調整（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。
- 五 建設工事に係る技術基準等（デジタルトランスフォーメーションに関することに限る。）の策定及び普及に関すること。
- 六 工事執行管理システム及び電子納品保管管理システムの整備及び運営に関すること。

第十二条建設管理課の項第二号中「技術基準等」の下に「（デジタルトランスフォーメーションに関することを除く。）」を加え、同項第四号中「公共事業情報システム（業者情報管理システムを除く。）」を「土木積算システム」に改める。

第十九条の三第一項中第二十五号を第二十六号とし、第二十号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

- 二十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく事務に関すること。

第八十七条の表埼玉県個人情報保護審査会の項中「埼玉県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、「応じ」の下に「、及び埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の定めるところにより、議長の諮問に応じ」を加える。

第八十八条第一項の表福祉部保健医療部の項を次のように改める。

福祉部及び保健医療部	地域包括ケア局長	上司の命を受け、地域包括ケアシステムの構築の推進並びに高齢者の福祉に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	少子化対策局長	上司の命を受け、少子化対策に係る政策の企画及び立案並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第八十八条第一項の表福祉部の項を削り、同表保健医療部農林部の項を次のように改める。

保健医療部及び農林部	食品衛生安全局長	上司の命を受け、農畜産物生産及び食品の安全性、適正流通の確保並びに食品衛生及び生活衛生等並びに特に指定された事項に関する
------------	----------	--

	<p>事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>

第百八十八条第一項の表保健医療部の項中「総合調整に関する事務」を「総合調整の事務」に改め、同表産業労働部の項を次のように改める。

産業労働部	産業政策局長	<p>上司の命を受け、産業に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>
	地域経済・観光局長	<p>上司の命を受け、地域経済及び観光の振興に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>
	雇用労働局長	<p>上司の命を受け、雇用対策の推進並びに労使関係の安定、就業環境の整備促進及び産業人材の育成に係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p>

第百八十八条第三項の表産業労働部の項を次のように改める。

産業労働部	産業拠点整備推進幹	<p>上司の命を受け、特定の地域における産業拠点の整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>
-------	-----------	---

第百八十八条第三項の表森づくり課の項を削り、同条第四項第十号を次のように

改める。

十 産業拠点整備推進幹

第百八十八条第四項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第百九十二条第三項の表埼玉県総合リハビリテーションセンターの項中

医療局	医療
-----	----

経営管理幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、センター長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
医療安全管理幹	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、医療局長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

を

医療局	医療安全管理幹
-----	---------

上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、医療局長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

に改める。

附 則

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、産業労働部先端産業課に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、産業労働部産業創造課に勤務を命ぜられたものとする。